

3 債権の効力、解除

弁護士 永井 弘二

第1 債権の効力に関連した新法の基本的な考え方

1 はじめに

債権とは、金銭の支払や物の引渡など、人に対して一定の行為を請求することのできる権利をいい、債権の効力とは、その権利を実現させることができる力をいう。

今般の民法改正では、こうした債権の効力に関連して、債務者の債務不履行時の責任や、売買で対象物に瑕疵があった場合などにおける売主の責任などについて、基本的な考え方が大きく変更された。

2 旧法下での理解とその変容

債務者が債務を履行しない場合には、債務者は債務不履行責任を負い、自らに帰責事由がないことを立証した場合には責任を免れる(旧法415条)。

旧法下では、この債務者の帰責事由は、基本的に債務者の「過失」と捉えられており、これは不注意と同義と理解されてきた。しかし、こうした債務者の主観的な状態を要件とすると、必ずしも適切な解決が得られないことなどが認識されるようになり、次第に、過失は一定の義務を前提とした義務違反として捉えられるようになってきた(過失の客観化、主として同様に過失を要件とする不法行為法の分野で深化されてきた)。

他方、旧法下でも、売買契約の売主の責任に関連して有力に主張されてきたいわゆる「契約責任説」(後述)を敷衍する形で、「契約において当事者がどのような契約の目的、内容を定め、また、どのような危険(リスク)を負担する意思であったのかということ」を基準とする考え方が有力に主張されていた。これは、過失を義務違反として捉える考え方をさらに契約の解釈全般に推し進めたものと理解することもできるように思われる。この立場では、債務不履行における帰責事由は、過失ではなく、契約の内容、趣旨にしたがって見た場合に、債務者の責任を否定することが合理的である事情を指すことになる。

3 新法での基本的な考え方

新法では、上記の「契約責任説」を敷衍する形で有力に主張されていた考え方を基礎に据えて、全体

の整合性を図る構成となっている。

新法415条の債務不履行時の債務者の免責事由について「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」免責事由の有無を判断するとされているのは、まさにこの趣旨を鮮明にしたものと理解されている。

このことにより、いわゆる「原始的不能」の場合の契約の有効性、「売買契約における売主の責任」の構成などが大きく変容された。

4 原始的不能について

原始的不能とは、契約時点において、目的物が存在していなかったなど、債務の履行ができない状況を指す。

旧法下での理解は、このような原始的不能の場合には、法律行為の有効要件としての「実現可能性」が欠け、当該法律行為、契約は無効であるとされてきた(契約責任説の論者は、これを「原始的不能ドグマ」と呼んでいる)。その上で、いわゆる契約締結上の過失の理論によって、責任のある当事者は、契約が無効であることによって相手方が被った不測の損害(いわゆる信頼利益)を賠償するものとされていた。

他方、契約後に目的物が滅失して債務の履行が不能となったような場合は、「後発的不能」とされ、不能となったことに責任のある当事者は債務不履行責任により相手方の損害(この場合はいわゆる履行利益、債務の履行がなされなかったことにより被った損害)を賠償し、当事者のいずれにも責任がない場合には、いわゆる危険負担(旧法534～536条、履行不能となった債務と対立する反対債務の履行の問題、売買の場合に契約後対象物が滅失した時に、代金債務の支払義務があるかどうかという問題)として処理されることとされていた。

このような旧法下の規律に対し、新法では、「原始的不能」の法律行為も有効に成立することを前提とすることとなった(新法412条の2第2項、履行不能の場合にも、損害賠償請求ができることが明示された)。この意味で、従前の伝統的理解である法律行為の有効要件としての「実現可能性」は要件とはならなくなったと理解される。

新法の基本的な考え方は、契約等の有効性は、対象物の物理的な性状等によって左右されるのではなく、契約当事者の合意内容によって定められるべきであり、原始的不能の場合にも、当事者が原始的不能というリスクをどのように負担する意思であった

かが問題とされるべきであるというものである。

したがって、契約の解釈によって、原始的不能のリスクを売主が負担するものと解釈されたとすれば、買主は売主に債務不履行に基づく損害賠償を請求できることになる(新法412条の2第2項、415条、この場合の損害が信頼利益なのか履行利益なのか、基本的には契約の解釈によることになると考えられる。)。また、解釈によって売主がリスクを負担する趣旨ではないと解されるとすれば、通常は、当該契約は無効とするのが契約の解釈ということになると考えられる(無効とならないとしても、売主には債務不履行の免責事由があるということになり、結局、危険負担の問題として買主には代金支払義務はないということになると考えられる。)。但し、この場合でも従前の契約締結上の過失のような議論として、一定の義務違反を措定して責任追及できる場合もあり得る。

そして、新法の立場では、契約内容が問題となるので、履行不能が原始的不能なのか後発的不能なのかは意味を持たず、いずれにおいても上記のように契約の解釈により解決が図られることになる。

5 売買契約の売主の責任について

売買契約の特定物としての目的物に瑕疵などがあった場合の売主の責任について(旧法570条、566条など)、旧法下の判例は、いわゆる法定責任説に立脚していると理解されていた。

法定責任説は、売買契約の特定物としての目的物に瑕疵がある場合であっても、売買契約は、その瑕疵のある目的物を前提に契約として成立しているに過ぎず、本来、買主は瑕疵があることによる損害等の賠償を売主に請求することはできないが(契約責任説の論者は、これを「特定物ドグマ」と呼んでいる。)、それでは買主に酷であるので、法律が売主の担保責任を売主の無過失責任として特別に認めた、というものである。ここでも、上記の原始的不能の場合と同様に、物の性状を前提とした規律がなされていたと言える。

これに対し、有力説であった契約責任説は、当事者の通常の意味としては、瑕疵のない目的物を前提として契約しているのであるから、瑕疵のある目的物を交付した売主には債務不履行責任があり、その場合、本来は売主の帰責事由が要件となるはずであるが、法律の規定はこれを要件としない無過失責任を認めた特則である、というものである。

新法は、旧法下での法定責任説を廃除し、契約責

任説に立脚することを鮮明にした。新法は、562条、563条で追完請求権や代金減額請求権を規定し、ここでは「契約不適合」を要件としている(履行不能も「契約不適合」の一形態である。)。そして、買主は、これらの責任と共に新法415条の債務不履行責任を追及できることとしている。上記の法定責任説の立場からは、債務不履行責任を追及できることは説明ができない。また、法定責任説の立場からは、売買の目的物が特定物ではなく種類物の場合には異なった規律となるが、契約責任説の立場からは、契約内容が重要であり(「契約不適合」が要件とされるのもそのためである。)、目的物が特定物か種類物かという違いは、基本的には問題とならない。新法は、売主の責任について特定物と種類物を分けた規律はしておらず、この点からも、新法は契約責任説に立脚していると理解することができる。

したがって、新法の売主の責任は、追完義務(新法562条)や代金減額義務(新法563条)については売主の帰責事由は要件とはならないが(逆に買主に帰責事由がある場合には、買主はこれらの請求ができない。)、新法415条の損害賠償を請求する場合には売主の帰責事由が要件となる(但し、立証責任はその不存在について売主にある。)。この点で、無過失責任であった旧法下の担保責任とは異なることになる。

6 新法の実務への影響

以上のように、新法は、当事者の合意内容を基礎として、債務不履行等の規律をしている。ここでの合意内容は、明示的な合意のみならず、黙示的な合意も含み、さらには、社会通念にしたがった当事者の合理的な意思をも含んで、当事者が目指した契約内容(契約の適合性)、当事者が負担、引き受けることとしたリスクなどを解釈していくこととなる。新法415条で債務者の免責事由について「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」免責事由の有無を判断するとされていること、売主の責任について「契約不適合」の有無を要件としていることなども、この趣旨と理解される。

旧法下でも、もちろん、契約内容の解釈が問題となったことは少なくなく、最高裁判決でも「当事者の合理的意思」をメルクマールとする判示も少なくなかった(最判平成24年12月14日判例時報2178号17頁・根保証で保証される債権を根保証の元本確定前に譲り受けた者が根保証人に請求できるか否かについての事例、など)。

新法下では、こうした契約内容の解釈が、いっそう頻繁に問題となることも予想される。

したがって、契約締結の段階でも、当事者が契約によって目指す目的、内容や、生じ得るリスクをできるだけ検討の上、こうしたことを明示することが、以前にも増して求められることになるのではないかと考えられる。

第2 債権の効力

1 以下では、債権の効力として、新法が改正された部分を概観する(中間利息の控除(新法417条の2)、金銭債務の特則(新法419条)については別稿のとおり。また、債権の効力としては、他に債権者代位権(新法423条以下)、債権者取消権(新法424条以下)があるが、この改正については、御池ライブラリー No.42 2015年10月号のとおり。)

2 受領遅滞(新法413条・改正)

債権者が債務者からの債務の履行を受けることを拒んだような場合は、債務者は、目的物についての善管注意義務が軽減され、自己の財産に対するのと同一の注意をすれば良い。

また、受領遅滞によって債務履行の費用が増加した時は、その増加費用は債権者の負担とされる。

3 履行・受領遅滞中の履行不能(新法413条の2・新設)

債務者が履行遅滞の責任を負っている間に、当事者双方の責任によらず債務の履行が不能となった場合には、その履行不能は債務者の責任とみなす。これは旧法下の判例法理の明文化である(大判明治39年10月29日民録12輯1358頁)。

逆に債権者が受領を拒むなどしている間に、当事者の責任によらず履行不能となった場合は、その履行不能は債権者の責任とみなす。

本来、当事者の責任によらない履行不能は、危険負担として処理されることとなる(新法536条)。しかし、債務者の履行遅滞、債権者の受領遅滞中に当事者の責任によらずに履行不能となった場合には、遅滞を惹起した者の責任となることを規定したものである。

なお、履行遅滞と履行不能の間に因果関係が存しない場合には、遅滞者は履行不能の責任を負わないとされている(具体例として、遅滞中に目的物が洪水で水没したが、目的物を引き渡していたとしても債権者の元で水没したと考えられる場合が挙げられている)¹。法律により責任が擬制されるとしても、因果関係まで擬制されるわけではないと説明さ

れている。

4 債務不履行による損害賠償(新法415条・改正)

債務不履行における債務者の免責事由が、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断されることは上記のとおり。

債務の履行に代わる填補賠償を請求できるのは、履行不能、履行拒絶、契約解除(解除権の発生)の場合であることが明示された。

5 代償請求権(新法422条の2・新設)

債務の履行不能によって目的物の代償である権利を債務者が取得したときは、債権者は債務不履行による損害額の限度で、その権利を行使等できることが明示された。

これは、代償請求権といわれるもので、例えば、目的物の滅失により保険金が支払われることとなった様な場合が典型例である。

旧法では特に規定はなかったが、解釈上認められていた(危険負担に関する旧法536条2項を根拠としていた)。

6 経過規定

改正後のこれらの規定の適用は、基本的には新法の施行期日後に生じた債権について適用され、また、債権発生が施行日後であったとしても債権発生の原因が施行期日前であった場合には新法は適用されない(附則17条)。

第3 契約の解除、危険負担

1 解除の基本的な考え方の変更

債務不履行を理由とする解除についての基本的な考え方も、新法では変更が加えられた。

旧法下では、契約の解除権の発生には、債務不履行について債務者の帰責事由(従前の伝統的理解では「過失」)を要件としていた(旧法543条)。これは旧法下での解除の性質は、債務不履行に直面した債権者の債務者に対する責任追及の手段として捉えていたことによる。債権者は、契約を解除せずに填補賠償を請求するのか、解除して自らの債務を消滅させた上で損害賠償を請求するのかを選択することができた。

これに対し、新法は、契約の解除は、債務不履行に直面した債権者に、契約からの離脱(自らの債務の消滅)を認める制度として捉え直している。この場合には、債務者の帰責事由を要件とする必要はないため、新法では、債務者の帰責事由は解除権発生の要件ではなくなった(新法542条)。

他方、軽微な債務不履行の場合にも解除を認めてしまうのは、反対当事者にとって不測の事態となり、また、契約の拘束力をないがしろにするものでもあるため、基本的には、契約目的を達成することができない程度の重大な債務不履行の場合に解除が認められることとされた(新法542条1項各号)。

なお、契約の解除が認められるのは、基本的には契約目的の達成ができない場合であるとの規律は、旧法下でも、解釈により概ね同様の判断がなされていたと考えられる。

2 催告解除(新法541条・改正)

相当の期間を定めて債務の履行を催告してもなお、債務者が債務を履行しない場合には解除権が発生する。

基本的には、旧法と同様の規律であるが、新法では、但書として、「契約及び取引上の社会通念」に照らして、債務不履行が軽微であるときは解除権は発生しないこととされた。

催告したにもかかわらず債務を履行しないという状態は、契約の目的が達成できない状態と同視できる。ただ、あまりに軽微な債務不履行の場合には、解除権を認めるのは契約の拘束力をないがしろにするという考え方である。

3 無催告解除(新法542条・改正)

債務の履行不能、債務者による不履行の意思表示等、契約目的を達成できない債務不履行の場合には、催告なく解除権が発生することとされた。

また、一部不履行の場合には、その一部のみを解除することができる場合があることも明記された。これは、契約が可分であることが前提と理解される。

なお、一部の履行遅滞の場合にその一部について上記の催告解除ができるが、一部の履行遅滞で契約目的が達成できない時は、全体を解除できると考えられる。一部履行不能の場合でも、契約目的が達成できない時は、全体を解除できると考えられる。

無催告解除の場合、債務者の帰責事由は解除権発生要件ではない。

4 解除権の不発生(新法543条・新設)

債務不履行について、債権者に帰責事由があるときは、解除権は発生しないこととされた。

ここでの帰責事由は、「契約及び取引上の社会通念」に照らして判断されると考えられる。

なお、双方に一定の帰責事由が存するような場合、解除権不発生となるのは、債権者の帰責事由が優越するような場合であると考えられることとなるよう

である²。

5 危険負担について(新法536条・改正)

上記のとおり、旧法下での解除は、債務者の帰責事由を要件として、債務者に対する責任追及の手段とされていたが、新法では、債権者の契約からの離脱を認める制度として改正され、債務者の帰責事由は要件ではなくなった。

他方、債務者に帰責事由がない場合の規律は、危険負担としても制度化されている。危険負担とは、例えば、物の売買契約において、売主に責任がなく物が滅失した場合には買主の引渡請求権は履行不能として消滅するが、この場合、売主の代金請求権がどうなるかという問題である。旧法下では、双方に責任がない場合には買主の代金支払債務も消滅し、買主に責任がある場合には買主は代金支払義務を負うこととされていた(旧法534条～536条)。

したがって、危険負担の制度は、債権者(上記の場合は買主)が契約解除により契約関係から離脱したのと同様の状況となる(買主に責任がなければ解除でき代金支払債務も消滅するが、責任があれば解除できずに代金支払義務があるので、危険負担と同様の状況となる)。このため、民法改正論議の過程では、解除制度と別に危険負担の制度を残す意味はないのではないかと議論がなされたようである。解除は債権者(買主)の意思表示が必要だが、危険負担は意思表示は必要ないことから、不可思議な事態が生じうる等が理由のようである。

こうした議論を経て、新法の危険負担は、債権者による反対給付債務(上記の場合は買主の代金支払債務)の消滅ではなく、履行拒絶権として再構成されることとなった。

新法の危険負担の規律は、反対債務の消滅ではなく履行拒絶権として構成されたこと以外には、基本的には、結果として旧法下での規律と同様の規律となっている。

なお、売買の場合には、危険の移転時期は引渡時であることが明記されている(新法567条)。

6 経過規定

新法による解除や危険負担に関する規律は、新法施行日以後に締結された契約に適用される(附則30条、32条)。

1 潮見佳男『新債権総論』387頁(信山社、第1版、平成29年)

2 潮見・前掲注1 591頁